

特例監理技術者等の配置に関する運用指針

監理技術者の専任を緩和します。

(令和7年2月3日一部改正)

●緩和措置の内容

建設業法の一部改正により、工事毎に配置される監理技術者については、これまで【専任】配置が必要でしたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼任が容認されることとなりました。

1. 特例監理技術者の配置を認める要件

- (1) 複数現場を兼任する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）は専任の配置であること。
- (2) 予定価格（税抜）1億円未満の工事であること。
- (3) 請負代金額が4,500万円（建築一式9,000万円）以上となる工事で建設業の業種（工事種別）は問わない。
- (4) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事件数は、本工事を含め同時に2件以内であること。なお、兼任する工事の工事種別並びに国、県、市町村等が発注する工事は問わない。
- (5) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、橋本市内であること。

2. 書面による提出書類

- (1) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する届出書
- (2) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- ・令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. 特例監理技術者、監理技術者補佐に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

5. その他留意事項

- (1) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (2) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当

総務部 総務課 契約検査係

0736-33-1218